



株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式

【表紙】

【提出書類】

変更報告書No. 1

【根拠条文】

法第27条の25第1項に基づく報告書

【提出先】

関東財務局長

【氏名又は名称】

弁護士 片山 達



【住所又は本店所在地】

東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【報告義務発生日】

平成17年3月29日

【提出日】

平成18年9月28日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】

1名

【提出形態】

その他

第1【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	株式会社 ゼンショー
会社コード	7550
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	〒108-0075 東京都港区港南2-18-1 JR品川イーストビル

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（有限責任組合）
氏名又は名称	ダルトン・ストラテジック・パートナーシップ・エルエルピー (Dalton Strategic Partnership LLP)
住所又は本店所在地	英国EC2R 8AQ、ロンドン、プリンセス・ストリート7、プリンセス・コート、サード・フロアー (Third Floor, Princes Court, 7 Princes Street, London EC2R 8AQ, United Kingdom)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成14年4月3日
代表者氏名	マグナス・スペンス (Magnus Spence)
代表者役職	最高執行責任者 (Chief Operating Officer)
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 石川 里紗
電話番号	03-(6888)-1000

(2)【保有目的】

純投資目的。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)			1,632,200
新株予約権証券(株)	A	—	F
新株予約権付社債券(株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計(株)	K 0	L 0	M 1,632,200
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数(総数) (K+L+M-N)	O 1,632,200		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年3月29日現在)	Q 27,007,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (O/(P+Q)×100)	6.04%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	5.03%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成17年1月31日	株券	3,000	取得	
平成17年2月3日	株券	10,000	取得	
平成17年2月4日	株券	5,000	取得	
平成17年2月28日	株券	5,000	取得	
平成17年3月4日	株券	10,000	取得	
平成17年3月17日	株券	10,000	取得	
平成17年3月28日	株券	811,100	取得	株式分割により取得
平成17年3月29日	株券	10,000	取得	

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

メルチオル・ジャパン・ファンド・リミテッド (Melchior Japan Fund Limited) 及びその他のファンドとの投資一任契約：提出者はその絶対的な裁量権で適切と考える議決権の行使又は不行使の権限を委譲されるが、ファンドの指示がある場合にはそれに従う。

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (R) (千円)	0
借入金額計 (S) (千円)	0
その他金額計 (T) (千円)	3,189,301
上記 (T) の内訳	顧客資産 (株式分割により取得 (811,100株))
取得資金合計 (千円) (R+S+T)	3,189,301

② 【借入金の内訳】

番号	名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額 (千円)
1	該当なし					

③ 【借入先の名称等】

番号	名称 (支店名)	代表者名	所在地
	該当なし		

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Dalton Strategic Partnership LLP with its principal office at Third Floor, Princes Court, 7 Princes Street, London EC2R 8AQ, United Kingdom (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Tatsu Katayama, Attorney-at-Law, of Anderson Mori & Tomotsune with offices at Izumi Garden Tower, 6-1, Roppongi 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan, to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file with the Director of Kanto Local Finance Bureau the Record Date Notice, the Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") pursuant to Chapter 2-3 of the Securities and Exchange Law of Japan;
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and to the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association; and
3. To delegate all or any of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.

Unless the Company expressly revokes or terminates this Power of Attorney, this Power of Attorney shall remain effective for an unspecified period of time from the date hereof.

The Company hereby agrees for the named attorney to attach a copy of this Power of Attorney in lieu of an original of Power of Attorney to each and every Report to be filed by the Company for all issues reportable by the Company, and acknowledges that such copy has the same effect as the original Power of Attorney.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 17th day of July, 2006.

Dalton Strategic Partnership LLP



Name: Magnus Spence
Title: Chief Operating Officer

委任状

英国 EC2R 8AQ、ロンドン、プリンセス・ストリート7、プリンセス・コート、サード・フロアー (Third Floor, Princes Court, 7 Princes Street, London EC2R 8AQ, United Kingdom) に本店を有するダルトン・ストラテジック・パートナーシップ・エルエルピー (Dalton Strategic Partnership LLP) (以下「当社」という。) は、東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利・友常法律事務所の弁護士片山達を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録されている会社 (以下「発行会社」という。) の株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき基準日の届出書、株式大量保有報告書およびその訂正、補足または変更報告書 (以下「報告書」という。) を作成し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および証券取引所または日本証券業協会に送付すること。
3. 副代理人を選任すること。

本委任状は、当社が書面にて明示的に破棄しない限り、その効力は永久的に持続するものとする。

当社は、上記代理人が当社のためにすべての銘柄について大量保有報告書または変更報告書を提出するときには、本委任状の写しをもってこれをオリジナルとして使用することに合意する。

上記の証として、当社は、2006年7月17日、権限ある役員をして本委任状に押印せしめた。

[提出会社名]

ダルトン・ストラテジック・パートナーシッ
プ・エルエルピー
(Dalton Strategic Partnership LLP)

[氏名] マグナス・スペンス

(Magnus Spence)

[役職名] 最高執行責任者

(Chief Operating Officer)